

令和4年 八潮市農業委員会3月総会 議事録

- 1 開催日 令和4年3月25日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ 会議室(3階)

4 出席委員 15名

会長	1番	大塚 一宏		
会長職務代理者	2番	小早川喜一		
委員	3番	大野ヒロ子	10番	新井 孝美
	4番	渋谷 稔	11番	臼倉 正浩
	5番	荻野 恭子	12番	鈴木 新一
	6番	齋藤 富子	13番	鈴木 隆
	7番	福岡 達則	14番	田中 幸夫
	8番	小倉 雅樹	15番	松田 淳一
	9番	飯山 敏行		

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第7号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

議案第8号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日全員、15名の出席でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、まん延防止措置は解除となりましたが、本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、令和3年度最後の農業委員会総会となります。最後の総会で、皆さんが全員出席ということで、大変ありがとうございます。

また、恩田局長は、この3月で定年退職されるので、最後の農業委員会総会の出席となります。3年間、大変ありがとうございました。お世話になりました。

また、清水さんと後藤さんはそのまま留任なので、来年度もよろしくお願ひします。お二人、結構長いので、私にとっては大変心強くて、安心してもう一年務めることができます。

それから、今月の3月7日月曜日と14日に、先月のときにちょっとお知らせしましたが、テレビ埼玉の鬼丸テレビという番組で八潮の直売所と福岡農園が放映されました。私も拝見させていただきましたが、特に印象深かったのが、直売所では、鬼丸さんから強気の値段、大野ヒロ子さんということが3回ぐらい出てきたのと、あと、福岡委員のバイトの時給は現物支給で、これが大変頭に残りました。

また、後で説明があると思いますが、資料7のコマツナのパウダーを使ったカレーで、八潮カレーというのが商品化して販売されるそうなんです、そのコマツナは、福岡委員のところのコマツナを使用したらしいです。

それでは、本日も最後まで、皆さん、ご協力よろしくお願ひいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

それでは、次、本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、お手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ①八潮市農業委員会 3月総会次第 | A 4 横 |
| ②生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | |
| | （資料 - 1） |
| ③特定生産緑地指定状況について | （資料 - 2） |
| ④令和4年度八潮市農業予算概要 | （資料 - 3） |
| ⑤農業委員会による最適化活動の推進等について | （資料 - 4、4 - 2） |
| ⑥令和4年度農業委員会総会及び研修会等日程表（改訂版） | （資料 - 5） |

こちら、以前もお渡ししておりますが、3月のところ、来年の令和5年3月のところが、会場のほうが未定だったと思いますが、会場のほうの予約が取れましたので、八潮メセナということで表記させていただいたもので、改訂版ということで入れさせていただいております。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ⑦八潮市特定事業主行動計画実施状況報告の配付及び公表について | |
| | （資料 - 6） |
| ⑧産官学（〇〇〇・日本薬科大学・八潮市）連携事業について | |
| | （資料 - 7） |

これは、説明させていただきますが、先ほど会長からもお話ありましたが、八潮市のほうでは、日本薬科大学と包括連携協定というのを結んでいます。その結ぶ前から日本薬科大学とは連携を進めておまして、その中で、商工観光課の職員がいろいろ働きかけまして、日本薬科大学さんと、あと、商工会さんを通しまして、何か商品開発ができないかということでお話しさせていただいたところ、〇〇〇さんのご紹介を受けまして、その後、〇〇〇さんと日本薬科大学、市の3者で商品開発を進めてきたところでございます。

1年以上連携の過程の中で、先ほどお話がありましたが、今回、コマツナの粉をカレー粉に入れて作れないかということで、今回直売所を通じて紹介いただいた福岡委員のコマツナを購入させていただいて、いろいろ活用させていただきまして、パウダー化いたしました。そのパウダーを、今回、〇〇〇さんのほうで、レトルトカレーの中に混ぜた商品を開発し、昨日、商品のお披露目ということで、日本薬科大学の先生と、学生、商工会、農協の〇〇部長、あとマスコミ関係に来ていただきまして、市のほうでお披露目会と、また食事会もさせ

ていただきました。食した市長も、大変おいしいということでした。

この商品が、レトルトカレーということで、小松菜×キーマカレーと、ちょうどお手元の左のほうに写真が大きく出ているように、パッケージになっております。これから直売所、または〇〇〇さん、あと〇〇〇さんのほうにも出していければということで、今、担当のほうでそれぞれ調整していきまして、これから販売されるのかなと思っております。そういう意味で、日頃からお話させていただいていますが、6次化の1つの見本になるのかなと思っております。

今後、市としてはこのような取組をどんどん取り組んでいただいて、八潮市の野菜をいろんなところで活用し、販路拡大に向けていければと思っております。ぜひ後程、ゆっくりご覧になっていただいた上で、またこの八潮かりいを購入していただいて、食べていただければと思います。

こちらについての説明は、以上でございます。

⑨かすかべのうりんナビ第61号

(資料番号なし)

こちらにつきましては、簡単にご説明しますと、今、表紙のところにあります、これ、古利根堰ということで、越谷市と松伏のちょうど境にある堰でございます。ここから水が、逆川というのを通って東京葛西用水、八条用水に流れている水の関所でございます。それが、ちょうど今見えている橋の橋脚部分の耐震性が弱いということで、今、耐震工事を始めているところでございます。その工事の場所が写ってまして、後ほど予算のほうでもご説明しますが、関係市町村、この工事費に対して負担金を出していただいているというものでございます。中身は後ほど見ていただければと思います。

⑩全国農作業安全確認運動シール

(資料番号なし)

お聞きの方もいらっしゃると思いますが、この間、八潮でも農作業中の事故がありました。が、全国でも、結構農作業中に亡くなられる方が多いということで、国から県を通して、安全運転、また安全管理ということで、日頃やっている作業なんです。要は、注意していただくことが大事だよ、慣れということではなくて、改めて、このシールを貼っていただいた上で、もう一度初心に戻って取り組んでいただけますように、このシールを機械等に貼っていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

⑪令和4年度職員配置表

昨日内示が出ましたので、配置表を皆様にお配りさせていただきました。23ページを開いていただきますと、市民活力推進部の都市農業課、また農業委員会を含むと書いてございます。職員が、農業委員会のほうは変わらず、また、都市農業課のほうの職員も変わらず、4人配置となっております。

1枚戻っていただきますと、私のところが、一番左の市民活力推進部になりまして、部長

は変わりませんが、その隣、新しい事務局長が4月から来ます。この職員は、今、教育委員会の学校教育部で給食関係の副部長を担当しています。以前、商工観光課のほうの仕事もやっていたので、市民活躍推進部のほうでは、すぐ即戦力ということになるかと思います。ぜひ皆様、温かい目でまた見ていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、資料のほうは11点となります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ありがとうございます。ないようですので、資料確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他までを、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お願いします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、福岡達則委員、11番、白倉正浩委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、3件ございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1になります。

譲受人住所・氏名、〇〇〇区〇〇〇-〇-〇、有限会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇平米、合計で〇〇平米になります。権利の内容は所有権の移転、売買となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としましては、申請人は今、〇〇〇区に本社がありまして、市内〇〇〇地内に埼玉支店を置いて、運送事業、梱包事業を営んでおります。令和2年5月頃より海上コンテナトレーラー部門の営業を開始しまして、トレーラー専用の駐車場を探していましたが、なかなか見つからず、現在、〇〇市にあります取引先の駐車場を暫定的に借りて駐車しているそうです。そういう中、専用駐車場の確保が急務になっておりまして、いろいろ探していましたところ、当申請地でようやく土地を購入できる見込みとなりまして、本申請に至ったものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、造成工事ほかとして、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周囲農地への被害防除策としましては、転用する周囲に農地はありませんので、農地に被害はありません。また、申請地には既設ブロック土留めがあるため、周囲への土砂の流出もありません。また、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づく手続もしておりまして、関係各課との調整を済ませた計画となっております。

次に、場所の説明をします。1枚開いて、3ページのほうをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして、〇折し〇方向に向かいますと、〇〇〇のところのT字交差点に当たります。そこを〇折しまして、〇〇〇線を〇〇〇に向かってずっと〇〇していきまして、〇〇〇の1つ手前の信号のあるT字の交差点を〇折しまして、〇〇〇線を〇〇方向に向かって走ります。その後、1個目の信号を〇折しまして、〇〇〇通りを〇〇しまして、約〇〇キロメートルほど走りますと、〇側に〇〇〇、右側に〇〇〇のあるT字の交差点に到達

します。ここを○折して○方向に向かいまして○mほど進みました○○○、○○○の手前の着色した部分が申請地となります。2筆ありまして、○○-○、○○-○となります。

土地利用計画は、隣の4ページにありますように、トレーラーを5台ほど止めて、○○○側に乗換え運転手用の乗用車2台、周囲にちょっと着色されている部分は、まちづくり条例に基づく緑化計画区域となっております。手前の八潮市道と申請地の間に、少し三角形っぽくなった土地があるんですけれども、ここは、国土交通省の土地になっておりまして、この部分を、占用許可の手続きを取って、今水路ののり面にくぼんだ形になっているんですけれども、ここを埋めて出入りできるようにする計画となっております。

現地の様子は、また1枚めくっていただいて、後ろの5ページのような感じになるんですけれども、この右側の②番の写真のほうがよく分かるんですけれども、今の申請地は、柵板の土留めできれいに整えられておりまして、左側のほうにガードレールが写っておりまして、このガードレールの左側が市道なんですけれども、右側の水路のようになっているところが、国土交通省の土地なんですね。この占有許可を取って、ここを埋めて平らにして出入口にする、そのような計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の3番、大野ヒロ子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○3番（大野ヒロ子委員） 3月18日に、現地のほうへ行って見てまいりました。

今、詳しくご説明していただいたとおりで、整地がきれいにされておりまして、何ら大きな問題、もしくは小さな問題などないかと思いましたが、ご報告申し上げます。

補足ということも特にありません。今、市のまちづくり条例ですかね、それで立札が立っておりまして、ここのところは、道路のほうが高くなっていて、1回斜めになって、ちょっとU字溝があって、また高くなって、土地があるので、その斜めになったところを乗り越えていって、立札のところを詳しく見てきました。こういうふうな形で土地の利用というものを許可することになるんだなと思ったんですけれども、どういうことなんでしょうか。その立札についてなんですけれども。それだけちょっと、何だろうと思いました。

特に補足することはありません。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 会長、よろしいですか。この看板の意味ですが、これは、まちづくり条例の手続上、初期の段階で、周囲に計画を周知するため、早いうちに立てることになっております。市役所のほうにいろいろな図面とか書類を作って出すよりも、それよりも早い段階でつけないといけないことになっているものです。そのことを知らずに、一瞬見ると、私も最初そうだった

たんですけれども、もう許可を受けたのかなと思ってしまいますよね。

○3番（大野ヒロ子委員） そうなんです。だから、あれと思って詳しく見たいと思いました。

○議長 そうそう。まだ許可していないのに、何だ、この看板って一瞬思うんですけれども、これ、手続上、それよりも前に、周りの方たちに周知するために表示していただきってことになっている看板でした。

○3番（大野ヒロ子委員） それにしては、全然読めませんでした。

○事務局 担当課に伝えておきます。

○3番（大野ヒロ子委員） 場所もちょっと、斜めで、私、足を手術したばかりで、本当にそこまでが大変だったんですけれども、もうちょっと、どうせなら見やすいところがあるので、そこにやってくださいと。

○事務局 伝えておきます。

○3番（大野ヒロ子委員） 以上です。

○議長 それでは、ただいま、事務局と3番、大野ヒロ子委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

この看板は、都市計の開発部の人があそこへ立てるんですか。

○事務局 開発の申請者が立ってます。

○議長 面積の大きさとかには別に関係なく、立てるんですか。

○事務局長 まちづくり条例の適用を受けるのは、500平米超えた場合ですね。

○議長 要するに、500以上ですね。

他に何かございますか。周りに畑もなく、北側に民家がありますけれども、西側は何か…

○3番（大野ヒロ子委員） ○○の集配場ですね。

○議長 集配場なので、広いし、特に問題はないのかなとは思いますが、他にありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号の番号2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。議案第6号、番号2になります。

譲受人（借人）住所・氏名、〇〇〇番地〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、譲渡人（貸人）住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇－〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は使用貸借権の設定、30年間の使用貸借権の設定となります。

次に、1枚めくって7ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、自己用住宅となります。申請理由としましては、現在、〇〇の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になっていることから土地を探していましたところ、実家の隣の土地を親から提供してもらえることになりまして、ちなみに、借人のご夫婦のうち、〇〇さんが、〇〇〇さんの娘さんになります。〇〇〇さんの持っている土地はここだけとなりますので、ここに住むことによって、〇〇ご夫婦も両親の様子を確認できて安心であることから、自己住宅を建築したく、今回の申請に至ったものとなります。

資金計画・調達計画としましては、建物建築費としまして、ご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の事前審査結果通知書の写しが提出されております。

周囲の農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺をコンクリート塀などで囲み、周囲の農地に被害が生じないようにする計画となっております。

次に場所の説明をいたします。隣の8ページをご覧ください。先ほどと同様に、市役所の〇口を〇側に向かいまして、〇〇〇のところを〇折しまして、そのまま〇〇〇上を〇〇メートルほど進みますと、〇〇〇という信号のある交差点に到達します。ここを〇折して〇方向、〇〇〇のほうに向かいまして、〇〇メートルほど進みました、この着色された〇〇－〇番地、こちらが申請地となります。ちょっと鍵状の形になってはいますが、この申請地の上にある四角い家、ここが、親の〇〇〇さんの現在の住居でございます。この前に家を建築する計画となっております、土地利用計画図としましては、1枚めくっていただいて9ページ、現地の様子が、隣の10ページとなります。ここ、実は、少し前まで、駐車場とか資材置場というわけではないんですけども、農地と言えないような雑種地のような状況になっておりまして、奥のほうにちょっと小屋があったり、あと、高木と言えるような木が結構面積を占めていたんですけども、申請に当たりまして、そこを全部きれいにして、畑に現況復旧して申請された形となります。

周囲はブロック塀で囲むんですけども、隣接する農地の所有者からは、今回の計画に対する同意書も得ているところです。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山敏行委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

先日、申請地見てまいりました。先ほどちょっと言われていたんですけれども、荒れたような状態だったというんですけれども、本人とお話したんですけれども、自分の嫁さんがガーデニングのほうに非常にはまっています、一時期かなりやり込んで、今はもう飽きてしまって全くやらない状態で、かなり草といますか、そういうのが生えていたような状態だったそうです。現在は畑地で整地されています。

分家申請ということなので、問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、飯山委員により農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

飯山委員も言ったとおり、分家申請だし、特に問題はなさそうな感じはしますが、ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号、番号3について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の11ページをご覧ください。議案第6号、番号3になります。

譲受人（借人）住所・氏名、〇〇〇区〇〇〇-〇-〇、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇、譲渡人（貸人）住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は賃借権の設定、10年間となります。

次に、隣の12ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としましては、申請者は、現在〇〇〇区に本店を置きまして、市内の食品会社の工場の配送を受注しています。市内の食品会社といたしますのは、この申請地のすぐ近く、昔、〇〇〇というところがあったんですけれども、そこが現在は〇〇〇という会社になっておりまして、そこの配送を受注しているということです。現在借りて

いる駐車場が、この申請地のすぐ近くと、あとほかに点在しておりまして、〇〇〇の前に1台分、〇〇〇、〇〇〇の近くに1台分ということで、点在して効率が悪いということでございます。特に効率の悪い〇〇〇の前と〇〇〇丁目の駐車場は近く返却予定でもありまして、残された申請地の近くの駐車場も手狭で困っていたんですけれども、その近くに、今回で借りられる見込みができたことから、申請に至ったものとなります。

資金計画・調達計画としましては、土地造成工事費としてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺をコンクリート塀などで囲み、周辺の農地に被害が生じないようにするというところでございます。こちら先ほどと同様に、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の基準に基づきまして、緑化計画など、関係各課との調整を済ませた計画となっております。

次に、1枚めくって13ページをご覧ください。場所の説明なんですけれども、これはたまたま、その前に説明した番号2の申請地に隣接した東側の隣の土地となります。計画的に一緒に申請したということではなく、たまたま今回、同時に申請された形となっておりますので、場所は先ほどの隣ということですよ。

土地利用計画図は、隣の14ページとなります。ちょっとこちらの図面、左側が北になるんですけれども、こちらのほうに8台の冷凍用トラックを止める計画となっております。薄く着色された部分は緑化計画の区域となります。隣接する農地といたしますのが、先ほどの、この土地利用計画でいうと下のほうですね、こちら、同時に申請された場所の、そのちょっと右側の角の部分の、2.8メートルぐらいのところ、ここだけちょっと農地に隣接する状況なのですが、周囲ブロックで囲むので、周辺に影響はないものと思われまして。

ちょっと隣の13ページに戻っていただいて、現在使用している駐車場というのが、この申請地の上の道路を〇〇〇のほうに向かいまして、〇〇〇の入り口手前の北側、ここの角に現在使用している駐車場があるんですけれども、ほかの2か所も解約すると余計手狭になるということで、今、運転手用の乗用車とトラック、その都度入れ替えたりしながら使っているらしいんですけれども、許可されたあかつきには、こちらの申請地を、先ほどの土地利用計画図のように冷凍用トラックを置くようにしまして、今使っているところは従業員の駐車場に使う計画ということですよ。

現地の様子は、1枚めくっていただいて、15ページのような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

申請地なんですけれども、写真を見て分かると思うんですけれども、写真のほうに住宅が見えると思うんですけれども、こちらのほうは、〇〇〇という形で〇〇団体が入っている建物になります。そして、申請地なんですけれども、ここは、数年前、たしか里芋か何かを栽培していたと思うんですけれども、その後は栽培してなくて、うなっていると言いましょか、管理している場所だったんですけれども、ここは、気持ち悪いぐらいに草一つ生えていない場所です、〇〇〇ではちょっと有名な場所なんです。持主本人が、熱心に除草剤と草むしり等をやってきた畑になります。それで、非常に管理が徹底されているので、転用になって、問題はないかと思われま。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局と9番、飯山委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号3について説明がございましたが、何かご質問、ご意見ございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

飯山委員の説明によると、ここも、特に問題はなさそうですが。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思いま。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第7号の上程及び提案理由の説明、質疑

○議長 次に、議案第7号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん（依頼）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号、次第の16ページと、資料1も併せてご覧ください。

資料1のほうを見ていただきますと、八潮市長より、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについてということで依頼を受けまして、当議案となったものです。

次第の16ページをご覧ください。議案第7号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん（依頼）の件、次のとおり依頼したい。番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇ー〇、登記地目、畑、現況、畑、地積〇〇平米、用途地域、第一種中高層住居専用地域、〇〇字〇〇〇ー〇、登記地目、田、現況、畑、〇〇〇平米、こちら、〇〇〇につきましては第一

種住居地域になります。〇〇字〇〇〇-〇、登記、畑、現況、畑、〇〇平米、〇街区〇画地、〇〇平米、同じく〇〇字〇〇〇-〇、登記、畑、現況、畑、〇〇平米、〇街区〇画地、〇〇平米となっております。土地所有者住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇です。

買取り希望価格〇〇円、平米単価〇万〇〇〇円、坪換算にしますと〇万〇〇円。近隣の地価調査価格によりますと、八潮（県）〇の地点、〇〇〇字〇〇〇番〇、第一種中高層住居専用地域になりまして、平米当たり12万5,000円。用途地域が第一種住居地域の該当のところもありますので、そちらは、八潮（県）〇、〇〇〇上〇〇番〇、こちらになりますと、平米当たり9万6,000円。近隣の地下公示価格、八潮〇の地点になりますと、〇〇〇丁目〇番〇、こちらは第一種中高層住居専用地域になりまして、平米当たり16万1,000円、八潮〇、〇〇〇字〇〇〇番〇、こちらが第一種住居地域の地点になりますと、平米当たり11万7,000円となっております。

買取り申出の生じた日及び理由としましては、令和〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡となりますが、こちら、主たる従事者の証明を令和4年1月の総会で承認した場所になります。

こちらの場所なんですが、次第の17ページ、18ページをご覧くださいますと、主たる従事者の証明を、令和4年1月に済ませておりますので、詳しい場所の説明は省略させていただきますが、〇〇〇丁目〇-〇、〇〇〇-〇というのが17ページにありまして、隣18ページのほうに〇街区〇、〇画地の土地がこちらになるという土地になってまいります。

説明は以上になりますが、皆様の担当地区内で購入を希望される方がいらっしゃいましたら、次の総会までに事務局のほうまで連絡いただきたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明、議案第7号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼の説明に、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

もし買った場合、生産緑地のままで買うので、その辺のことを事務局で説明してもらえますか。生産緑地として買った場合、買ったけど、生産緑地なので、生産緑地として使うんだったら自分で耕作しないといけないし、生産緑地を解除するのも、自分でしないといけないのか。その辺りの事についてお願いします。

○事務局 買取り申出というのは、申請して市が買い取らない、農業委員会にあっせんの依頼をかけても誰も買う人がいない。申請してから3か月過ぎて、初めてそこで建築等の行為の制限が取れるんで、その前に買うということは、生産緑地のままとなります。生産緑地が解除されるわけではないです。そのまま生産緑地を続けることになります。

○議長 だから、買った人が生産緑地で買ったら。

○事務局 そのまま生産緑地として使うしかないわけです。やめようとするには、相続が発

生したときか、身体に大きな故障が発生したときか、指定から30年以上過ぎない限り、買取り申出することはできないということになります。

○議長 解除できないで、そのまま生産緑地として使わなければいけない。解除するには、相続か、もしくは身体の障害、証明取らないとできないという、そういうものということ、一応知っておいてもらいたいなと思ひまして。

それでは、もし皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いします。

◎議案第8号の上程及び提案理由の説明、質疑

○議長 次に、議案第8号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第の20ページになります。

議案第8号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○字○○○-○、地目、登記、田、現況、畑、地積○○平米、○○街区○画地、○○平米。

こちらにつきましては、先月取得のあっせんの依頼をした件になりまして、その後、事務局のほうに買取り申出の報告は来ておりません。今日この場で、また再確認いたしまして、要望がなければ、買取り希望なしということで回答したいと思ひます。

現地につきましては、次第の21ページのほうを見ていただきますと、南部○号生産緑地になりまして、仮換地先は、ちょっと離れたところの22ページの写真にありますような現況の土地ということになっております。

では、再確認のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま事務局より、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について説明がございましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、議案第8号につきましては、買取り申出なしということで、よろしくお願ひします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について17件、報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で、質問がございましたらお願いいたします。23ページから29ページまでです。

——— 資料確認 ———

○議長 それでは、時間もないようなので、そろそろ転用等届出受理報告について、ご質問を伺いたいと思います。ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、転用等届出受理報告は終わりとします。

もし気がつきましたら、最後のその他のときに質問をお願いします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、依頼事項が1件ございます。

それでは、報告事項1件目、特定生産緑地の指定状況につきまして、本日は、担当の公園みどり課の内海課長に来ていただきましたので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海でございます。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきまして多大なるご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、令和4年度追加指定の受付について、また特定生産緑地の指定状況と最終手続について、この場をお借りしましてご説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度の生産緑地地区の追加指定についての受付でございます。今、お配りしております資料-2、「特定生産緑地指定状況について」と題のある両面刷りの資料の裏面の下のところをご覧ください。

令和4年度八潮市生産緑地地区指定受付についてでございます。受付は、4月1日から4月28日の期間で、土日、祝日を除く平日、公園みどり課の窓口で受付を行います。なお、追

加指定の希望をされる場合、事前相談が必要となります。また、この内容につきましては、3月10日号の広報やしお、そして本市のホームページにも掲載しておりますので、もしこちらの追加指定につきまして、農業委員の皆様方にご相談ございましたら、市役所公園みどり課までご案内をお願いいたします。

続いて、表面をご覧ください。特定生産緑地地区の指定状況と最終手続についてです。

(1)については、今まで説明しておりますので割愛させていただき、(2)の指定状況をご覧ください。令和3年度末現在の指定状況は、96地区、約14.36ヘクタール、86.87%の指定率となっております。未指定の内容につきましては、(3)意向状況をご覧ください。申請意向ありが4.87%、買取り申出希望が7.15%、検討中が1.1%となっております。

次に、今後のスケジュールです。裏面をご覧ください。

令和4年度が、平成4年に生産緑地に指定したものの最終の指定手続となりますので、取下げを行った方を含む未指定の所有者に対しまして、3月中にご自宅に直接訪問し、ご本人、もしくはご家族への案内をお渡ししております。なお、不在の方へは、確実に自宅に届けられる簡易書留で3月中に郵送手続いたしました。

最後の年となりますので、特定生産緑地の指定申請をしない方には、特定生産緑地指定しない旨の確認書をご提出いただくこととなります。この指定申請書と指定しない旨の確認書の受付は、4月1日から4月28日までの間、土日、祝日を除く平日と、公園みどり課の窓口で受付を行います。

その後、11月に都市計画審議会での意見聴取を行い、意見がなければ12月に指定の告示をし、所有者へ指定通知を発送いたします。買取り申出の希望の方へは、9月に案内を送付しまして、申出基準日以後の買取り申出件数が多いことが想定されることから、12月に一括とした受付を行い、年度内で行為制限の解除ができるよう、手続を行う予定をしております。

最後になりますが、平成4年指定の生産緑地地区の特定生産緑地地区の指定手続については、令和4年12月10日までに生産緑地法の第10条の2第3項の規定による都市計画審議会における意見聴取手続を行う必要がございます。また、申出基準日を過ぎた後、特定生産緑地指定はできなくなるため、平成4年指定の生産緑地地区の所有者からの指定意向がある旨の相談を受けた際は、令和4年4月28日までに必ず申請を行うようお伝えいただけますよう、お願い申し上げます。

公園みどり課からは以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの公園みどり課の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ありませんか。

ないようなので、それでは、公園みどり課の内海課長、ありがとうございました。

○公園みどり課長 よろしく申し上げます。

○議長 次に、報告事項2点目、令和4年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 それでは、お手元の資料-3をご覧ください。こちらは、令和4年度の予算概要ということで、若干、何点かご説明させていただきます。裏面のほうには内容をちょっと書いてございますが、表のほうでご説明させていただきます。

予算の歳入ということで、大きなものでは税金の収入が大きなものを占めていますが、それ以外にということで、農業委員会と都市農業関係では、市民農園の収入が221万円ございます。そのほかには、国または県のほうからいただいている交付金または補助金になります。

歳出のほうをご説明させていただきますと、市のほうの事業予算、歳出は事業別予算ということで、これ、太字でなっているところですね。農業委員会、または農業振興費の下で、農業担い手育成事業とか、ふれあい農業促進事業とか、このように、事業別予算となっていて、それぞれ行う事業ごとに予算を分けている形になっておりまして、このような枠組みで予算はつくられているところでございます。

ちょっと大きく増減があったものをご説明させていただきますと、農業委員会のほうは大きな増減はないんですが、次の経営体支援事業でございますが、農業近代化施設導入事業補助金ということで、こちらは、何度か農業委員会の総会でもご説明させていただいておりますが、ビニールハウス、または農業機械等を購入された際に、市のほうから一部補助金を差し上げているものでございます。こちらのほうが、360万円から460万円ということで、100万円増とさせていただいたところでございます。増といっても、100万ということでちょっと少ないと思われる方もいらっしゃると思いますが、2年ほど前、ちょっと予算をオーバーして、皆様に満額でお支払いできなかった経緯がございましたので、100万円アップさせていただいたところでございます。これからも、また新年度に入って、ビニールハウスの張替え、または新設、農業機械の購入等がありましたら、まずは事務局のほうにご連絡いただければと思います。

また、先日、農業委員会の会長、副会長を含め、各種団体の会長さんたちにお集まりいただいて、この事業のご説明をさせていただいた際に、この近代化施設の支払いを、4月から始まって12月までの事業としてますが、残りの1月、2月、3月の分も入らないのかというご指摘などいただいております。これは今、検討しているところで、来年度すぐ改められるか分かりませんが、見直しをしていきたいと考えておるところでございます。

続いて、中川農地、受け手、出し手のところでちょっと増えておりますが、こちらは、中川農地は、年々遊休化というか、要は、耕作をできない方が増えてきておりまして、農地を

利用権の設定ということで、農業委員会の総会の議題になりますが、利用権の設定をした農地の受け手、出し手の方々に出している補助金でございます。来年度もまた増えていくと思われまして、若干でございますが増額させていただきました。

その下の八潮市農業再生協議会補助金ということで165万増えておりますが、こちらの農業再生協議会は、大塚会長にも入っていただいている団体でございます。国では、農業関係の申請事務、補助金の申請を、個人も、市役所も、全てがネットで申込みできるシステム、農林水産省共通申請サービス、通称eMAFFを整備し、手続きのオンライン化を進めています。現在、八潮市農業再生協議会使用している水田台帳システム内にある市内農業者のデータをeMAFFに移行するための費用として165万円必要なため、増額となっております。eMAFFへのデータ移行により八潮市の農業者は経営所得安定対策に関する営農計画書の提出、補助金の申請をオンラインでできるようになります。

農林水産省はそれを、令和3年度から4年度にかけて全国的に全部改修しようということで、増額した165万円は、歳入にありましたように、国から補助金が交付されます。

その下は、若干の増減がありますが、ふれあい農業のところでは10万円ほど減額になっております。こちらは、毎年親子農業体験事業に助成しております。これまで、ジャガイモと枝豆とサツマイモの農業体験事業をやっていたんですが、サツマイモは、借り上げの期間が長過ぎるというのもあり、また、病気も発生していることから、1回分減額して、ジャガイモと枝豆体験事業に助成するというものです。ジャガイモのほうは、種芋の植付けを終えたところでは。

続いて、直売所のほうは若干の予算なので、こちらは省かせていただきまして、次の農地費ということで、幹線農業水利施設管理事業は266万円程増えておりますが、先ほどかすかべのうりんナビでご説明させていただきましたが、古利根堰の耐震工事を行っておりまして、こちら、春日部市、越谷市等近隣市町で負担しているものでございます。ちょうど工事が昨年からは始まっておりますので、工事費の分、各市から負担金ということで金額が増えております。3月議会で約800万円の補正をしまして、次年度繰越明許で来年度に繰り越しという形で、負担金を増やしております。

以上のような形で、農業予算のほう進めて、来年度取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、2月の下旬に、この予算がある程度見えたときに、先ほどありました農業委員会、または園芸協会、青耕会、直売所連絡協議会と、様々な団体の会長さん、副会長さんにお集まりいただきまして、これからの八潮の農業について話し合いをさせていただきました。事務局の情報提供も足りなくて、皆さんからたくさん意見をいただけなかったところも反省しておりますが、今後は、毎年2月頃にそのような会議を進めていきまして、八潮市の農業に

対する補助金、支援等の要望を2月の会議で出していただいで、予算に反映していければと思います。2月か3月ぐらいに要望を出していただきますと、4月、5月で実施計画を出します。それを、市長も交えて、採択するかしないかという判断を全庁的にしてきます。そこで採択に丸がつけば、10月に当初予算として予算要求することができ、最終的にまた市長査定があつて、最終的な予算となつて出来上がってきます。そういう意味では、2月の会議の中でいろんな要望をしていただきますと、我々事務局のほうで、それを、ほかの市でやっているものを参考にして具体化して、予算要望していければと考えておりますので、農業委員の皆さんも、それぞれ団体の皆さんと話し合う機会がありましたら、そういう流れだから今度やっていこうということで、お声をかけていただけると有り難いかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

予算のほうの説明につきましては以上でございます。

何か質問ありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長 何か質問ありますか。

はい、どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

この中の経営体支援事業の中で、農業近代化施設導入事業補助金ですか、これはまた増えましたよね。

○事務局長 はい。

○9番（飯山敏行委員） すばらしいことだと思うんですけども、これに伴いまして、農業用の包装資材、こちらのほうも、もう少しというか、上げるような形で検討してもらいたくなって、個人的には思うんですけども。

なぜかと言いますと、先日、段ボール会社のほうから電話ありまして、資材が高騰しているということで、15%ほど業界として上げる方向でいるというんで、かなり農業者もつらいのかなという感じなんで、ぜひともこのところも、もうちょっと補助金いただけたら、皆さん負担が少なくなるんじゃないのかなと思ひまして。

あくまで要望です。

○事務局長 ありがとうございます。

そうですね、こちらのほうについては、重々うちのほうも反省しておりまして、農業用包装資材購入事業費補助金、令和5年度予算要求のなかで、検討していければと思います。ご指摘ありましたように、八潮市の補助額の上限が認定農業者で3万円ですかね、あと、一般農業者で2万円ということで、先日、草加市の農業だよりを見ましたら、草加市の農産物出荷用資材への補助金は、予算の範囲内で、補助率1/2、補助額の上限15万円です。近隣市の状況も見たうえでなんかも見た上で、検討していければと思っております。

ありがとうございます。

以上でございます。

○9番（飯山敏行委員） 私の得た情報なんですけれども、このところで、段ボール関係が15%、中小企業さん上がって、秋以降に全農さんは一気に上げるそうです。確実に来年は、高騰というか、値上がりという形らしいです。

○事務局長 ありがとうございます。

○議長 ということで、要するに、来年度の予算に検討してもらえるようにしてもらいたいかな。うちも、段ボール屋さん来ました、値上げの報告に。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、次に、依頼事項、農業委員会による最適化活動の推進等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料 - 4 と資料 - 4 - 2 をお手元にご用意ください。

農業委員会による最適化活動の推進等についてということで、埼玉県農林部農業政策課長から来たものなんですけれども、こちら、資料 - 4 のほうを1枚めくっていただいて、この裏側のもの、新聞記事の写しなんですけど、これは、先月の総会で、今こういう動きがありますよということで事前に通知させていただいたものになります。この一部をちょっとまた読みますと、最適化活動をさらに見える化ということで、農水省は、「農業委員会が実施する農地利用の最適化活動の目標設定や活動記録の具体的な方法などを示した通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」を経営局長名で発出した。」とあります。この経営局長名で発出したというものが、資料 - 4 - 2、こちらの資料になります。

これを受けまして、資料 - 4 のさきほどの新聞記事の隣のページ、農林水産省経営局農地政策課長から来た文書で、具体的には、農業委員会による最適化活動の推進等について、こういうことをやってくださいという文書になります。

今日は、こちらのほうの資料を使って説明していきますが、要点となるところについて説明させていただきますけれども、後で、こちらの文書をよく見ていただくときに、こちらの農林水産省経営局農地政策課長からの文書の中には、先ほどの4 - 2の局長通知、この話がよく出てきまして、局長通知の第1の2番の（1）番のつというような表現がよく出てくるので、後でこれを読み直すときに、資料4 - 2のほうを併せて読んでいただければと思います。

また、先ほどの新聞記事の写しに書いてあるのですが、具体的にどういふことを国のほうはやってほしいとしているのかといいますと、主に委員さんの活動の記録ですね。活動の記録については、最適化活動を実施した月日、場所、相手、内容などを具体的に記録簿に

記入する、点検評価については委員自らが行う、また、農業委員会としての評価を取りまとめる、このようなことを国は求めているんですけれども、資料 - 4 のほうをめぐっていただいて、この中で、皆さんにやっていただきたいということは、こちらの3ページに丸とかアンダーラインしてありますけれども、後でちょっと、ここをよく見ておいていただければいいんじゃないかというところは、この先もアンダーラインとか丸をつけてありますので、後でご確認いただければと思います。国の求めている、委員さんにやっていただきたいところというのは、3ページの下の方、最適化活動の記録及び点検・評価の実施ということで、推進委員等、うちの場合は農業委員さんですけれども、最適化活動に係る記録簿の作成ということで、最適化活動を行う農業委員は、活動日ごとに場所、相手方、活動内容等を、別紙様式2に記録して、活動記録簿を作成するというものです。これが求めていることとなります。

なお、各農業委員会が独自に最適化活動に係る記録を記載した書面を、別紙様式2に代えて活用することもできるものとするということなので、こちらを利用しまして、八潮市農業委員会では、活動記録セットのほうに、この記録用紙が一緒にくっついてきますので、この活動記録セットを使っていただきたいということで、本日用意できればよかったですけれども、こういうことに対応できるように活動日誌記録、今作っている最中でして、本日は間に合いません、来月には来るんですけれども。ただ、この活動記録セット、こういう形でできますというサンプルのページが送られてきてまして、それをこの資料につづってありますので、資料の9ページのほうをご覧ください。9ページのほうが、今日は間に合わなかったんですけれども、来月には配付される活動記録セットの一部の写しとなります。表紙のほうから、農業会議のほうも、委員さんにできるだけ負担を感じないで、そう難しく考えないでやってもらいたいというようなことが随所に出てくるんですけれども、このところにも、ちょっと丸つけさせていただいたんですけれども、見たこと、聞いたことを全て書くとか、難しく考えずとにかく書くとか、問題点は事務局と共有する、このようなことが書いてありまして、1枚めぐっていただいて10ページ、ここにも、農業会議のほうでも心配されていると思うんですけれども、このアンダーラインと丸をつけたところ、見たこと、聞いたことをどんどん記帳しましょう、また、その下の丸とアンダーラインあるところなんですけれども、農業委員会活動記録簿は切り取りが可能になっているということです。なので、毎月農業委員会事務局に提出しましょうということで、今は、うちは年に1回程度、本日がそうなんですけれども、集めているところなんですけれども、これからはために記録をつけてくださいということなんで、それを、申し訳ありませんが、切り取って毎月提出していただくような形でお願いしたいと思っております。

その記録のつけ方なんですけれども、まず、12ページのほうをご覧ください。まず、12

ページのほうに、見たこと、聞いたことをどんどん記帳しましょう、どういうことを書いたらいいいのかなというイメージが、その下の表なんですけれども、八潮の、現実にこの辺も近いことあるんじゃないかというところを、何か所か丸つけさせていただきましたけれども、例えば、この丸をつけたうちの、最も何か軽いというか、無理なく書けるかなと思ったのが、下から2番目の丸ですね、朝、田んぼに行く際に周りの農地の無事を確認した、これも立派な活動内容ということで、該当する活動というのが、その右のほうを見ますと、現地確認という活動。活動項目というのが真ん中にありますけれども、この後、記録をつけていただくときに、この活動項目のどこに当たるかというのを記入しないといけないことになっているんですけれども、この活動項目は何かといいますと、1ページ戻っていただいて、11ページの表をご覧ください。こちらの表の左側、まず大項目というのが、1、2、3、4、5、6とあります。先ほど言いました、朝、田んぼに行く際に周りの農地の無事を確認したというのは、大項目の3番、遊休農地の発生の防止・解消、ここに当たるということで、3番が該当するということになる。次の番号、丸付の番号ですね、これが中項目で、3番のうち、この中項目の丸付の番号の何番に当たるかというのが、さっきのだと現地確認で①番。ここからさらに、片仮名のア、イ、ウ、エ、オに分かれておまして、この①番の現地確認のうちどれに該当するかというと、イ、利用状況調査以外の現地確認ということで、イになるということで、また12ページに戻っていただいて、今の表の項目分けに合わせて、3-①-イ、こうなると。これをどのように記録するかというのが、隣の13ページになります。

これが、今度の活動記録に載ってくる記録簿になるんですけれども、まず、書くところが、何月分、ここ、8月分とありますけれども、隣に名前を書いておきまして、表の左のほうに四角い番号がありますけれども、1番目に日時、8月10日、その横、活動時間、20分と、場所がほ場。3番の項目が、今説明したように3-①-イ、ここまで書きまして、あと、12番のほうの詳細。どういうことだったのかというのを、この場合でいえば、自分のほ場に向かう途中、どこどこのほ場に異常がないことを確認した、この程度書いていただければいいということなので、一応、これまでやってきたことを、何か新しいことをやるというんじゃなくて、これまでやったことを、こんな感じで書いていただければということです。こちらの記入例を参考に書いていただければと思います。これを、ちょっと練習のつもりで4月から書いていただきたくて、15ページから、まだ活動記録が来ないので、この用紙をコピーしておきましたので、こちらのほうを、練習のつもりで書いていただきたいと思います。

次に、19ページのほうをご覧ください。こちらは、先日農業会議のほうで、こちらの農業委員会の最適活動の推進等についてという説明会がインターネットであったんですけれども、このときに、委員さんの説明会のときには、これを使用してくださいということで送られた資料となります。1枚めくっていただいて20ページ、こちらのほうで、線を引いてあります

けれども、この中でも、認識いただきたいのは、新たな農地利用最適化の肝は活動記録簿ということです。次の21ページのほうを見ていただくと、これは、農業会議のほうもいろいろ、今回お願いすることに対してこういう反響が来るというのは、何かちょっと分かっているのかなという感じがするんですけども、今現在、委員さんにここまでやってくださいということは言わないんですけども、この最適化活動、先ほどの業務を、年度最後のほうには点数をつけて、自らの評価をしないといけないというのがあります、その点数つけが、この21ページの真ん中の左のほうの点数のつけ方なんですけれども、13日以上12点とありますけれども、月13日以上、ふざけるなどか、8から12日やったとすると、10日以上働けということとか、6から7日働いて4点ということは、5日までは0点かと、こういう反応は当然来るだろうと思っているようです。ただ、こういうことではなくて、1枚めくって行って22ページ、新たに何か負担するというんじゃないで、通常やっている農地の見回りとか仲間への声かけ、こういった活動も立派な農業委員としての活動で、時間にかかわらず、活動を行ったときは、もう活動日として全然構わないということです。下の23ページのほうですね。活動日数を積み上げるには、新たに何かをしてくださいということではなくて、今まで活動記録には記帳してこなかったんですけども、先ほどの農地の見回りとか声かけとか、そういうのを積み上げていただいて、さらに、月1回程度の活動、そのほか、総会の案件担当となったときの現地調査とか、そういうのももちろん日数に含めて構わない。そういうことをしていけば、日数はそれなりに積み重なっていきますということで、同様のことが29ページ。こちらの左側が、年度で最終的に点数をつけて評価するときの表なんですけれども、ちょっと印刷薄いですけれども、目標項目として、農地の集積とか緑区分の遊休農地の解消、緑区分といいますのは、復旧可能な遊休農地という意味ですね、これの解消とか新規参入の促進、これは、この辺りの農業委員会はどこもほとんど最低点の1点しかつかないだろうということは、研修の講師の人も言っていました。そうなんですけれども、下の活動目標日数、例えば、さっき活動日数が6から7で4点とかというのがありましたけれども、このように、ちょっとまた、次へっていただいて30ページの上のほうの表ですね。これ、例えばの日数の積み重ねの例なんですけれども、1番、ちょっと色が濃くて字が読みづらいですけれども、自分のほ場の行き来と併せた農地の見回り、声かけ、これを週に1回程度やると、月で4回になりますと。月1回ぐらい、担当地区全体の農地のパトロール、これを月1回ぐらいやって、あと事務局との打合せ、これが月1回あります。あと、担当地区の委員さん同士で月1回話し合えば、これも1回。あと、今回求めている活動記録の取りまとめですね、これをまとめるのも、活動記録として月1回計上して構いません。あと、仲間の農家と話を、1か月に2人ぐらいやると2回と。こういうのを積み上げていきますと、1か月当たり10日になるんで、さっきの6日から7日、4点というのを上回ることに なりまして、また

戻っていただいて、29ページのほうを見ていただくと、29ページの右側の丸つけたところですね。例えば、さっきの農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進が最低の1点でも、8日以上働いたとなると、左の表の(2)の②のほうですね、8日以上働くと、ここで8点、上の①番も目標の7日を上回ったんで6点、この2つを足して14点、さっきの1点ずつ、3足して、合計17点になるので、17点というのは、29ページの上の表部分で、目標に対して期待どおりの結果が得られた、こういう結果になるので、通常やっている活動を小まめにつけてください、こういうことになります。ちょっとしつこくなりますけれども、32ページのほうにも書いてありますけれども、やっていただきたいのは活動記録簿ということで、これまで記録しなかった活動を記入してください、そういうことになります。それで、28ページを見ていただきたいんですけども、ガイドラインの取組についてというのがあって、一番上に、令和4年度のところに書いてありますけれども、まずはやってみる、取りあえずやってみると書いてあります。だから、国のほうも、これだけでいろんなことをやるといって、どうなるかというのは、見えていない部分もありまして、受けるほうの農業委員会サイドの反応を見て、この先のやり方も変わってくるんじゃないかなということも想定されますので、もし今回の取組について何か意見とかあったら、寄せていただければ県のほうに伝えるようにしますので、どうかそんな負担を感じずに、ささいなことで構いませんので、ちょっと記録をつける習慣をつけていただければと思います。ガイドラインのその先、評価、点数とか、何点とかつけれとなくなっています。今の段階では、そういうことはいいです。取りあえず、記録を毎月つけていただいて、出していければと思いますので、よろしくお願いします。あと、昨日ちょっと会長と打ち合わせたときに、会長からアドバイスされたんですけども、先ほどの記録簿の段階ですよ。内容を文字で、どこで何々をしたと書くところがあるんですけども、文字で書くとなるとちょっと、いろいろ労力かかるんで、できれば、よくあるようなケースなどをあらかじめ書いておいて、そこに丸をつけるような形でやると、記録残しやすくなるんじゃないかということなんで、それも受けまして、農業委員会独自で用紙を決めて作ることもできますので、その辺、この先、来月できるかどうか分からないですが、なるべく手のかからない方法を事務局も考えていきたいと思いますので、ちょっと何か意見ありましたら、遠慮しないで事務局のほうに伝えていただければと思います。以上となります。

○議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

皆さん、分かりましたか。まず点数は自分でつけるのでしょうか。

○事務局 それは、事務局でまとめることも考えています。

○議長 それもあるけれども、何点以上取らないといけないの。いけないということはないかもしれないけれども。

○事務局 もうできないのはしようがないとは思いますが、ただ、インターネットで公表することになるんで、ある程度。

○議長 そうだね。

○事務局 というと、さっき言った月8日の実績があると、その他の農地の利用集積とか遊休農地の解消とか、その辺全然点数つかなくても、最終的に問題ない点数になるので、月8日、だから、1週間に2回ぐらいの目標で書いていただくと、問題ないというか。

○議長 これを見ると、だから、期待どおりの結果を得られたというのが15点以上なので、15点以上にするように行動し、記録できればいいということ。

○事務局 そうですね。月に8日やると、それを満たすということなので。普段、よく農家の方と話されると思うんで、そういう中で相談もよくあると思いますので。

○4番(渋谷 稔委員) 例えば、直売所とか行くときに、どうだいて、出来どうとか、今度こういうふうにやろうと思うんだけどとか、そういう話でもいいわけ。

○事務局 ええ、それでいいということです。

○4番(渋谷 稔委員) 例えば畑で、私、よく福岡さんと小倉さんとか、いろいろな話をするんですけども、そういうようなことでもいいの。

○事務局 委員との打合せにもなりますし。あと、畑に行く途中、やっぱりいろんな人と会っていると思うんですけども、これ、農地パトロールということで、記録していただければと思います。

○3番(大野 ヒロ子委員) すみません、地区を越えて、自分の担当地区を越えてオーケーということですか。

○事務局 はい、構いません。

○4番(渋谷 稔委員) ただ、毎日つけないと駄目だね、忘れちゃうよね。

○事務局 散歩がてらに歩いて見たことでも、そういうのも書いたって構いませんので。異常がないか見るだけでも、十分な活動に入れていいと思いますので。

○議長 それと、これ、記録例と違って、12ページかな。15ページから練習用にあるでしょう。これは、4月分で提出するんでしょう。

○事務局 そうですね。すみません、練習のつもりで、何枚か書いていただければ。

○議長 練習じゃなくて、本番だぞ。

皆さん、これ、4月分書いて、毎月提出することになっていますので。

○事務局 もし忘れたら、次の月とかで。何か月もためちゃうと、あと大変になっちゃうと思いますので。

○議長 大丈夫ですか、皆さん。大丈夫ですかじゃないな、やらなくちゃいけないんだから。

でも、別に、例えば4月、総会は来るとして、1点しか取れなかったとしても、次の月に

20点取ればいいとか、そういうふうになっていもいいのでしょうか。

○事務局 そうですね。まあ、無理はなさらずに結構なので、もういかなかったら、いかないでしようがないかなとも思います。

○議長 別に、いい点数取ろうと思っていっぱい書くこともないそうなので、この場合は、徐々に上げていく感じでいいですか。そのうちまた、もっと一生懸命やりなさいとかって通達が来るかもしれないし。

ほかに何か聞きたいことありますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、次に報告事項3件目にまいります。

八潮市特定事業主行動計画実施状況報告の配付及び公表について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料-6をご覧ください。

まず、これはどういうことかといいますと、直接皆様には深く関係なくて、うちのほうでいきますと、清水と後藤の2人が市の職員ということで、こちらのほうが関係するものでございます。ただ、この計画の中では、任命権者ということで、市の職員ですね、これは一般の市の職員とか議会事務局、また選挙管理委員、あと代表監査、公平委員会、農業委員会、あと教育委員会ということで、それぞれのところに市の職員が出向しておりますが、そういう職員を含めて、それぞれこういう計画の中で進めていくということがありまして、これは、平成17年頃に次世代育成支援対策推進法、俗に言う次世代法と言われるんですが、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成されるための環境を整えていくようなものがございまして。また、一方では、今度は平成27年8月頃に、女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することを通じて豊かな活力ある社会を実現するためということで、こちら、女性活躍推進法というのが定められました。この2つの法律の中に定められているということで、特定事業主行動計画を作成しなさいということで、それぞれ、後でもうちちょっとご説明しますが、子育てだとかいう中で、男女でそれぞれ生活していく中で、お互いに約束を取りながら進めていくというようなことを、ある程度市役所、また行政機関のほうで指導しながら、また支援をしながら、そういう行動環境を作っていくということが定められたものでございます。

その中で、昨年の2月、3月の農業委員会でも、この八潮市特定事業主行動計画ということで、令和3年度から令和7年度までの計画期間の見直し作業がありまして、一度ご報告させていただいておりますが、その中で、毎年、今、資料-6のページをめくっていただきますとありますように、計画ですね、このような形で取り組んできましたよということで、それぞれ各委員会へ報告しなさいということで定められておりまして、それを今日、改めて報

告させていただくということで、これ、毎年、令和2年度ということで古いですが、令和2年度のものを、年次休暇だとか育児休暇だとか、それぞれの休暇を取りまとめて、令和3年度中にまとめて、それぞれのところで報告した上で公表しなさいというものになっておりますので、令和2年度の内容でつくられたものでございます。

これは、今言いましたように、この中の一般職員のものということで定められておまして、各年度、翌年度に公表するというように定められております。その計画の中では、市の職員の中では、計画の中では、例えば、男性職員の育児休暇取得を30%まで上げなさい、また、職員1人の年次休暇を15日、女性の管理職の割合を30%ぐらいまで持ち上げなさいと言うような目標の中で、それぞれ取り組んできた内容を明記されております。

皆さん、ちょっと話が違うかなというところもあるかと思いますが、ただ、こんな形でそれぞれの自治体、または団体の中では、それぞれ次世代育成、または男女共同推進のほうで取り組んできたというところがございます。ちょっと後でご覧になっていただければと思いますが、例えばでいくと、次世代育成支援対策の重点事項ということでは、①のところですね、妊娠中及び出産後における配慮ということで、右側のほうで実施状況、いろいろ実施、周知を図ったとかありますが、このような活動を1年間、市職員の中でそれぞれ周知をしまして取り組んできたものでございます。

3ページを開いていただくと、ちょうど今ありました育児休暇取得率の向上ということで、男性職員、令和2年度でいきますと、取得率が9.7%、女性は100%でございますが、この辺が、先ほど言った目標で30%ぐらいまで、男性の育児休暇を上げなさいというところが、この辺がまだ目標までいっていないというところが、それぞれ評価しているところがございます。そのような形で、これを書いてございますので、後ほどご覧になっていただきまして、市のほうでこういう取組しているんだなということで、ご理解いただければと思っております。

この辺が、教育委員会も全て、学校の先生も含めて取りまとめたものを、毎年この時期に、大体2月頃になると思います。今年はちょっと1か月ぐらい遅れているみたいですが、総務人事課のほうで取りまとめまして、各行政委員会のほうに報告して、各委員会に報告していただいた上で、それぞれ、うちでいくと大塚会長の決裁をいただきなさいということで、後ほど大塚会長の決裁をいただいて、総務人事課のほうに報告させていただいたということでさせていただきます。改めて市のほうでホームページ等で公表されるという形になっております。その公表内容が、ちょっとこの吹き出しで書いてあるものが出てきませんが、矢印とか吹き出しのないものについて、書いたものが公表されるということでございます。

ちょっと簡単に走って説明してしまいましたが、このようなものが毎年、市のほうでは執り行われるということでございます。

以上でございます。

○議長 それでは、最後になります、次回の日程について事務局より説明がございます。

○事務局 それでは、次回は令和4年4月25日月曜日になります。午後2時より、場所ですが、市役所の3階の市議会の委員会室という部屋がありまして、そちらで開催したいと思います。4月25日です。

出席人数につきましては、新年度の始まりの総会になりますので、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しまして、開催日が近づきましたら、改めて皆様に確認いただきますが、できれば、また全員出席で開催できればと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 ただいま事務局より、4月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願ひします。

はい、どうぞ。

○12番（鈴木 新一委員） すみません。さっきの報告書の件なんですけれども、4月から実施されるということで、紙をコピーして、この用紙を。

○事務局 このまま使っちゃって、ちょっと手間なんですけど、切り取って提出していただければ。

○12番（鈴木 新一委員） 理想からすると、8枚必要なんです。取りあえず、あるだけで。

○事務局 そのまま書いていただければ、有り難いです最初からいっぱいだと、ちょっと多いかなと。

○議長 4月の分はあるだけで、もし出したければ、自分でコピーして増やしてください。ほかにもございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川代理よりお願ひいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、ご多用の中、八潮市農業委員会3月総会にご出席をいただきまして、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございます。

います。

陽気もよくなりまして、桜もちらほら咲いてまいりました。お体に気をつけまして、活動していただきたいと思います。

以上をもちまして、八潮市農業委員会3月総会を閉会といたします。ありがとうございました。

これで散会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 3時45分